

イ	認定月収額（障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）附則第七條第一号に規定する認定月収額をいう。以下同じ。）が六万六千六百六十七円を超える特定障害者八及び二に掲げる者を除く。）六万六千六百六十七円から別表一の上欄に掲げる特定障害者の区分に及び、それぞれ同表の下欄に掲げる額を控除して得た額及び認定月収額から六万六千六百六十七円を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額の合計額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）	認定月収額が六万六千六百六十七円以下である特定障害者（八及び二に掲げる者を除く。）認定月収額から別表一の上欄に掲げる特定障害者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を控除して得た額。ただし、当該額が二万二千円を下回る場合は、二万二千円とする。
ロ	特定入所サービス（法第三十四條第一項に規定する特定入所サービスをいう。以下同じ。）のあった月において要保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六條第二項に規定する要保護者をいう。）である特定障害者であつて、食費等の負担限度額（令第二十一條の第三項に規定する食費等の負担限度額をいう。）を二万二千円以上又は口により算定した額未満とした場合には保護（同法第二條に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの。二万二千円以上又は口により算定した額未満の範囲内で特定障害者が保護を必要としない状態となる額のうち最も高いもの	特定入所サービスのあった月において被保護者（生活保護法第六條第一項に規定する被保護者をいう。）である特定障害者。二万二千円
二	二十歳未満である特定障害者。次のイに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額	二十歳未満である特定障害者。次のイに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額
イ	別表二の上欄に掲げる特定障害者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額	別表二の上欄に掲げる特定障害者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額
ロ	別表三の上欄に掲げる特定障害者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額に別表一の上欄に掲げる特定障害者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を加えて得た額	別表三の上欄に掲げる特定障害者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額に別表一の上欄に掲げる特定障害者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を加えて得た額

イ	認定月収額（障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）附則第七條第一号に規定する認定月収額をいう。以下同じ。）が六万六千六百六十七円を超える特定障害者八及び二に掲げる者を除く。）六万六千六百六十七円から別表一の上欄に掲げる特定障害者の区分に及び、それぞれ同表の下欄に掲げる額を控除して得た額及び認定月収額から六万六千六百六十七円を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額の合計額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）	認定月収額が六万六千六百六十七円以下である特定障害者（八及び二に掲げる者を除く。）認定月収額から別表一の上欄に掲げる特定障害者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を控除して得た額。ただし、当該額が二万二千円を下回る場合は、二万二千円とする。
ロ	特定入所サービス（法第三十四條第一項に規定する特定入所サービスをいう。以下同じ。）のあった月において要保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六條第二項に規定する要保護者をいう。）である特定障害者であつて、食費等の負担限度額（令第二十一條の第三項に規定する食費等の負担限度額をいう。）を二万二千円以上又は口により算定した額未満とした場合には保護（同法第二條に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの。二万二千円以上又は口により算定した額未満の範囲内で特定障害者が保護を必要としない状態となる額のうち最も高いもの	特定入所サービスのあった月において被保護者（生活保護法第六條第一項に規定する被保護者をいう。）である特定障害者。二万二千円
二	二十歳未満である特定障害者。次のイに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額	二十歳未満である特定障害者。次のイに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額
イ	別表二の上欄に掲げる特定障害者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額	別表二の上欄に掲げる特定障害者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額
ロ	別表三の上欄に掲げる特定障害者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額に別表一の上欄に掲げる特定障害者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を加えて得た額	別表三の上欄に掲げる特定障害者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額に別表一の上欄に掲げる特定障害者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を加えて得た額

○厚生労働省告示第五百三十三号  
 障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第四十二條の四第二項の規定に基づき、家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。ただし、平成二十一年三月三十一日までの間は、表の二の項中「掲げる者」とあるのは、掲げる者又は同項第一号に掲げる者のうち、支給決定障害者及び支給決定障害者同一の世帯に属する者の地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）（同法第二百九十二條第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百一十八條の規定によつて課する所得割を除く。）の額を合算した額が二万円未満であるもの」とする。  
 平成十八年九月二十九日  
 厚生労働大臣 柳澤 伯夫  
 障害者自立支援法施行令第四十二條の四第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額

○厚生労働省告示第五百三十四号  
 障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第四十二條の四第二項第三号の規定に基づき、食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として厚生労働大臣が定める額を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。  
 平成十八年九月二十九日  
 厚生労働大臣 柳澤 伯夫  
 障害者自立支援法施行令第四十二條の四第二項第三号の規定に基づき食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として厚生労働大臣が定める額